

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>15の26 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>51 <u>財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第51条に規定する売上高の表示方法について準用する。</u></p> | <p>51 <u>規則第51条に規定する売上高は、総売上高の金額から売上値引及び戻り高の金額を控除した純売上高をいうものとする。</u></p> |